

国家戦略特別区域「沖縄県」の認定事業「病床規制に係る医療法の特例」における
「小児の軽度三角頭蓋に対する頭蓋形成術」について

平成28年8月1日
一般社団法人日本自閉症協会

国家戦略特別区域の規制改革の「病床規制に係る医療法の特例」として、平成28年4月13日に認定されました「高度医療提供事業」の「小児の軽度三角頭蓋に対する頭蓋形成術」について見解を公表致します。

当協会は、平成16年9月21日に「三角頭蓋の手術についての公式見解」を公表しております。その後、自閉症と三角頭蓋の関連性について、医学的な証明はなされておらず、当該手術が自閉症をはじめとする発達障害の治療として有効であるという証明も公認されるには至っておりません。実際、この手術を受けたものの有効とはいえ今も特有の症状で悩んでいる方が、当協会の会員にもおられます。したがって、当協会と致しましては現時点においても平成16年の公式見解を踏襲しております。今般、日本児童青年精神医学会が出された声明を支持します。

資料1：「三角頭蓋の手術についての公式見解」

社団法人日本自閉症協会 平成16年9月21日

<http://www.autism.or.jp/topixdata/sankaku20040921.pdf>

資料2：「第27次構造改革特区 豊城市医療ツーリズム」

内閣府地方創生推進事務局 HP 平成27年7月24日

http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/kokusentoc_wg/h27/150724yuuaikai_shiryuu02.pdf

資料3：「第4回沖縄県国家戦略特別区域会議 沖縄県提出資料」

内閣府地方創生推進事務局 HP 平成28年3月24日

<http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/kokusentoc/160324goudoukuikaigi/shiryuu6.pdf>

資料4：「区域計画の認定状況（沖縄県）」

内閣府地方創生推進事務局 HP 平成28年4月13日

http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/jigyuu_okinawaken.pdf

参考：日本児童青年精神医学会による表明

- 1) 「発達障害に対する実験的治療への警告」 2004年12月
- 2) 「軽度三角頭蓋の外科手術に関する見解」 2005年12月
- 3) 「内閣府による社会医療法人友愛会豊見城中央病院の国家戦略特別区域高度医療提供事業の認定に関する声明」 2016年7月

<http://child-adolesc.jp/proposal/2016-07-19/>